

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年4月9日 13時30分ごろ
発生場所	滋賀県草津市北山田漁港南西方沖（琵琶湖南部） 柳川三等三角点から真方位098°2,600m付近 （概位 北緯35°01.4′ 東経135°53.8′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、帰航中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年4月21日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし） 総トン数なし（長さ約2.5m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 水象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、漂泊中、風が強まってきたが、操縦者が、波が高くなっておらず支障はないと思い、釣りを続けた。</p> <p>本船は、波が高くなり、横波を受けるようになってきたので、帰航の途に就いた。</p> <p>本船は、操縦者が船体中央の船尾寄りの位置で椅子に腰を掛けて船外機を操作し、船首方から波を受けるようにして帰航を始めたところ、船首方から波を受けて船首部が持ち上がるとともに、操縦者が船尾方に倒れ、船体が船尾側に傾斜して一気に転覆した。</p> <p>操縦者は、落水後、転覆した本船の船底に上がり、付近を航行中の船舶に救助された。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を着用していたが、携帯電話は持参していなかった。</p>
分析	本船は、天候が悪化する状況下、操縦者が釣りを続けたことから、帰航中、船首方から波を受けて船首部が持ち上がるとともに、操縦者が船尾方に倒れ、船体が船尾側に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、天候が悪化する状況下、操縦者が釣りを続けたため、帰航中、船首方から波を受けて船首部が持ち上がるとともに、操縦者が船尾方に倒れ、船体が船尾側に傾斜して転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、

次のことが考えられる。

- ・ ミニボートは、波や風の影響を受けやすいので、天候の変化に十分注意し、天候の悪化が予想される場合は、余裕を持って早めに帰航すること。
- ・ 乗船中は、緊急時に118番通報等を行えるよう防水パックに入れた携帯電話を身に付けておくこと。